

## 川崎市立図書館団体貸出要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則第6条に基づき、本市立図書館の団体貸出業務を円滑に行うために定めるものである。

2 学校の授業支援のための団体貸出しについては、川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱により、別に定める。

3 川崎市議会図書室との相互貸借に関わる団体貸出しについては、川崎市立図書館と川崎市議会図書室との相互貸借に関する要綱により、別に定める。

### (貸出対象)

第2条 川崎市内を活動拠点とした、団体・文庫・サークル等（以下「団体」という。）を対象とする。ただし営利を目的とする事業に資料を利用することはできない。

### (登録)

第3条 団体貸出しを希望する場合は、団体貸出登録申請書（第1号様式）により登録する。

2 登録団体の区分については別表1のとおりとする。

3 登録は、当該団体の所在地が属する区内の図書館で行う。ただし別表1の区分1の団体については、分館・閲覧所では行わない。

4 有効期間は3年とする。

5 登録内容に変更があったときは、速やかに変更事項について届けるものとする。

### (貸出手続)

第4条 貸出しを受けるときは、登録した区内の図書館に団体貸出用カードを提示する。ただし、別表1の区分1の団体については、分

館・閲覧所では行わない。

(貸出冊数および貸出期間)

第5条 貸出冊数および貸出期間は別表1のとおりとする。

(貸出制限)

第6条 CD等視聴覚資料の貸出しは行わない。

2 館の運営に支障が生じると館長が判断した場合には、選定した資料の一部について貸出しの制限を行うことができる。

(資料の選定及び運搬)

第7条 資料の選定及び運搬は各団体が行う。

(利用状況の報告)

第8条 館長は、必要に応じて各団体の代表者に対して利用状況等について報告を求めることができる。

(資料の紛失・汚破損)

第9条 資料を紛失・汚破損した場合には、原則として同じ資料により弁償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定める他、必要な事項は館長が別に定める。

別表1 (第5条関係)

区分 (団体の種類)	貸出冊数	貸出期間
区分1 地域や団体で閲覧・貸出しを目的とする利用 ・ 公共施設 ・ 地域文庫 ・ その他	500冊以内	貸出日から 100日以内

<p>区分2 各団体の学習や企画実施のための利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館コーディネーター</li> <li>・ 学校図書館ボランティア</li> <li>・ サークル・ボランティア団体</li> </ul>	<p>100冊以内</p>	<p>貸出日から 30日以内</p>
<p>区分3 図書館との共催・協働事業のための利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館協働団体</li> </ul>	<p>100冊以内</p>	<p>貸出日から 100日以内</p>

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。